

「」では、だいぶ意味が異なりますが、この部分の本来の意味するところは後者です。つまり、親になること、そして、親であり続けることについての差別は撤廃するべきと言っているのです。

二つ目は「個人的な関係」で、原文は“relationships”です。人間関係とか関係性とか訳される単語ですが、性的な関係を含む「恋愛関係」という意味も持ちます。日本語でも、恋人関係になることや性的な関係になることを単に「関係をもつ」と表現することがあります。このニュアンスの単語です。「個人的な関係」というほかした訳語を使うよりも、明確に「恋愛関係」とした方が自然です。

したがって、この条文の本来の意味は、結婚、家族、親になること、恋愛することに係るすべてのことについての障害者に対する差別を撤廃せよということになります。恋愛をし、結婚し、親になり、家族を築くことは、当然の権利ですので、障害による差別は許されません。しかし、この点に関する差別的な状況は、この社会では珍しいものではありません。政府がparenthoodやrelationships本語をあてたことも、障害者が恋愛をし

たり、子どもをもつたりしてはいけないという差別的な考え方の表れなのかもしれません。

ちなみに、この後に、「差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置」の例が続きますが、それは、この連載の終盤の方で深めたいと思います。

▼恋愛を禁止する特別支援学校

本誌2013年6月号で鳥取大学の三木さんが紹介した駆け落ちした高等部生の事例に衝撃を受けた方も多いでしょう。家族からも、先生からも、交際を禁止された2人が「にげる」とメールを残して駆け落ちをしたというものです。

三木さんは、このエピソードを受けた、「男女交際を禁止する学校は実際に多い。それは私の想像をはるかに超えていた。ほとんどの学校でなにがしかの制約ルールがある」と述べています。¹⁾前回、「男女交際」という言葉は障害者権利条約に「おつきあい」を禁止するところがさらなる人権侵害であることは明らかです。私が以前勤務していた特別支援学校では、「おつきあい」を認めていました。

当時は、そんな勤務校は生徒たちの人権上の配慮の行き届いたい学校だと思つていたのですが、現場を離れて、大学院生や研究者の立場で振り返つてみると、「おつきあいを認める」という言い方のおかしさに気づきました。恋愛をすることは権利ですので、それを、学校の先生が「認める」とか「認めない」とか言ってよいと思っている時点で、すでに人権侵害だったのではないかでしょうか。

三木さんは「制約ルール」と表現していますが、たとえば、「おつきあいはいいけれども、隣に並んで座つてはいけません」というルールは珍しいものではありません。あるお母さんは、「娘に彼氏ができた時、部活を取るか、彼氏を取るか、ハッキリしなさい」と先生に迫られた」と言つていました。「学校全体では禁止していくなくても、私が担任している学級では、絶対に男女交際は許さない」と自信満々の先生に出会つたこともあります。「デート禁止」という制約ルールもあります。「おつきあいはいいけれども、デートはダメだよ」ということです。以前、私のゼミの学生が、特別支援学校出身の学生に特別支援学校在籍中の恋愛事情のインタビュー調査をしたことがあり

セ○○から学ぶ○○ 障害のある子ども・若者のアリティ



日本福祉大学
伊藤修毅

いとう なおき／日本福祉大学准教授。専門は障害児・者のセクシユアリティ教育、青年期教育。共著に『イラスト版発達に遅れのある子どもと学ぶ性のはなし—子どもとマスターする性のしくみ・いのちの大切さ』(合同出版)、『くらしの手帳』(全障研出版部)など。



第3回 恋愛・結婚等の権利と学び

前回は、障害者権利条約第24条（教育）の冒頭から始めました。今回は、一つ前の第23条の冒頭を最初に確認したいと思います。第23条は、障害者権利条約のなかでも、とくにセクシユアリティとの関連が強いのですが、私たちが参考にしている日本語訳（ここでは政府公定訳を使用します）では、本来の意味がきちんと伝わらないという面があります。

▼第23条（家庭及び家族の尊重）

締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。

このなかには、英語原文の意味が正確に伝わらないと思われる訳語が二つあります。一つ目は「親子関係」です。原文は「parenthood」で、文脈によっては「親子関係」と訳す場合もありますが、一般的な訳語は「親であること」です。「親子関係に係る差別を撤廃する」と「親であることに係る差別を撤廃す